

◎新潟県教育委員会訓令第1号

教育庁本庁  
県立学校

新潟県立学校職員安全衛生管理規程（平成9年4月新潟県教育長訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から実施する。

平成25年3月29日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(副安全衛生管理者) <b>第8条</b> (略) 2 副安全衛生管理者は2人とし、 <u>副校長又は教頭</u> ( <u>副校長及び教頭</u> が2人以上置かれている場合に あつては、校長の指定する者) 及び事務長の職に ある者をもって充てる。 3 (略)	(副安全衛生管理者) <b>第8条</b> (略) 2 副安全衛生管理者は2人とし、教頭(教頭が2 人以上置かれている場合にあつては、校長の指定 する <u>教頭</u> ) 及び事務長の職にある者をもって充て る。 3 (略)